

『定例見積』により行う契約範囲の変更について

福岡市では、地方自治法施行令が改正されたことに伴い、令和7年10月1日から、随意契約が可能となる予定価格の上限額を上げます。

これに伴い、定例見積における契約の対象についても下記のとおり変更します。

記

- 1 実施時期 令和7年10月1日以降にホームページに掲載する定例見積案件から適用します。

2 定例見積の対象

変更前

契約の予定額が 160 万円以下の対象申請区分業種の案件



変更後

契約の予定額が 300 万円以下の対象申請区分業種の案件。

※ ただし、印刷業種のうち一般印刷、特殊印刷(封筒)、軽印刷については
現行どおり 160 万円以下の案件が対象となります。